

# 事業実施スケジュール

○：調査・検討、●：実施

施策・事業名	令和				
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
タクシー利用助成券交付事業	●	●	●	●	●
市街地巡回バスの運行事業	●	●	●	●	●
町民ニーズと連動した移動支援策の継続	●	●	●	●	●
まちバスの利用実態やニーズ等に即した運行時間帯等の見直し	●	●	●	●	●
交通資源の確保に向けた官民連携事業	○	●	●	●	●
広域的な移動手段の充実に向けた関係者協働	●	●	●	●	●
公共交通を身近な移動手段として捉えてもらうための事業	○	●	●	●	●
流動的な移動ニーズを見極めるための事業	○	○	○	●	●
関係者連携による持続可能なサービス提供	●	●	●	●	●

持続可能で町民にとって利便性の高い交通システムの構築に向け、津別町にとって相応しく、津別町らしいをテーマとした  
**「津別町地域公共交通計画 改訂版」**

を策定しました

計画期間：令和6年度～令和10年度

津別町地域公共交通活性化協議会の構成委員

委員	位置付け	所属
1号委員	運輸局	北海道運輸局北見運輸支局
2号委員	北海道	オホーツク総合振興局地域政策課
3号委員	交通事業関係者	北海道北見バス株式会社、有限会社津別ハイヤー
4号委員	道路管理者	網走開発建設部北見道路事務所、網走建設管理部事業課
5号委員	警察	北海道北見方面本部美幌警察署
6号委員	地域住民・利用者代表	津別町商工会、自治会女性部連絡協議会、津別町PTA連合会
7号委員	地域福祉従事者	一般社会福祉法人津別町社会福祉協議会
8号委員	有識者	NPO法人まちづくり支援センター
9号委員	自家用有償運送関係	
10号委員	スクールバス運行受託者	株式会社津別町振興公社
11号委員	交通事業労働組合	私鉄総連北見バス支部
12号委員	町長が指名する職員	津別町役場 副町長、保健福祉課、産業振興課、住民企画課、生涯学習課
事務局		津別町役場建設課道路河川係



求められる役割

関係者	役割	内容
地域住民	積極的な利用等	公共交通の積極的な利用、利用促進策の積極的な実施、公共交通に対する改善策等の積極的な要望等
交通事業者	安全な運行等	バス路線の安全な運行、運行実績等のモニタリングへの協力等
津別町	事業の検討・実施等	地域のニーズ把握、各種交通施策の実施、資金の調達等

## 基本方針

# 自らデザインし続け 豊かなくらしの創出を目指す 津別の交通

本計画の策定にあたっては、持続可能な津別の交通をキーワードに、町民や町内外の関係者との意見交換を通じて得た情報やデータを客観的に捉え、法定協議会である津別町地域公共交通活性化協議会の場を通じて議論を重ねてきました。これらのプロセスを継続的に実施していくことで、津別町が自らデザインし続ける津別の交通が構築されていきます。また、本計画で位置づけた津別の交通は、時代の変化に対応して改善を繰り返し、豊かなくらしの創出を目指します。

これらの考え方から、本町における地域公共交通の基本方針を「自らデザインし続け 豊かなくらしの創出を目指す 津別の交通」とし、各種施策の展開を行っていくこととします。

## 津別町の交通課題

### 既存公共交通の利便性の向上

#### 【継続して課題として認識】

・公共交通を利用してもらうためには利便性向上や移動ニーズに即した運行内容への柔軟に対応する必要

### 潜在需要の掘り起こし

#### 【継続して課題として認識】

・現状の利用者のみで維持していくことは難しいため、免許返納の検討者や「ちょい乗り」で利用してもらえるような意識醸成等が必要

### 町内交通資源の確保

#### 【より重要な課題として認識】

・全国的な傾向に漏れず運転手不足は町内でも発生しているため、運転手や車両などの交通資源を将来にわたって確保することが必要

### 地区の実情に応じた公共交通サービスの提供

#### 【継続して課題として認識】

・市街地においては、まちなみが大きく変化していることから複合施設など、移動ニーズに即したサービスの提供が必要  
・郊外部においては、町内交通資源の確保も踏まえながら生活の足の確保が必要

### 公共交通の維持・存続に向けた意識啓発

#### 【継続して課題として認識】

・「潜在需要の掘り起こし」も踏まえながら継続的な取組が望ましい

### 生活圏となっている町外市町への移動支援

#### 【継続して課題として認識】

・町外市町への交通ネットワークが断絶されないような円滑な乗継及びモビリティの確保が必要  
※「公共交通でも行ける」状況の確保

### 女満別空港アクセスの整備検討 観光交通の確保検討

#### 【町内交通を優先：関連施策に組み込む】

・町民ニーズを最優先に来訪者ニーズも踏まえ中長期的な検討、町内交通の整備を優先して実施

## 課題解決に向けた施策・事業

### 方向性① 町民ニーズや社会情勢に対して柔軟に対応する移動支援策

施策① タクシー利用助成券交付事業

施策② 花バス運行事業

施策③ 町民ニーズと連動した移動支援策の継続

### 方向性② 各地区の現状を的確に捉えた公共交通サービスの維持

施策④ まちバスの利用実態やニーズ等に即した運行時間帯等の見直し

施策⑤ 交通資源の確保に向けた官民連携事業

### 方向性③ 住民の生活圏を支える町外移動支援の充実

施策⑥ 広域的な移動手段の充実に向けた関係者協働

### 方向性④ 公共交通の維持・存続に向けた意識醸成

施策⑦ 公共交通を身近な移動手段として捉えてもらうための事業

施策⑧ 流動的な移動ニーズを見極めるための事業

### 方向性⑤ 持続的な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化

施策⑨ 関係者連携による持続可能なサービス提供

### 施策① タクシー利用助成券交付事業

・町民の外出における移動手段の選択肢強化に向け、本町の交通資源の1つであるタクシーを活用したタクシー利用助成券交付事業を継続実施します。



### 施策② 花バス運行事業

・本町市街地における生活利便性の向上に向け、市街地内の生活関連施設や居住地域間を巡回するバスの運行を継続実施します。



### 施策④ まちバスの利用実態やニーズ等に即した運行時間帯等の見直し

・町で運行しているまちバスについては、スクールバス路線としての機能を維持し、地区別の児童生徒数の変化に応じて、津別町教育委員会と連携を図り、運行地域の見直しや運行ルート等の見直しを継続的に実施します。



### 施策⑦ 公共交通を身近な移動手段として捉えてもらうための事業

・周知活動をはじめとして公共交通を身近に感じてもらう、移動選択肢の一つとして認識してもらうための事業を展開します。

### 津別町地域公共交通通信 令和5年 3月1日号

令和5年度分の

#### タクシー利用助成券交付申請を受け付けます

令和3年12月から開始しました「津別町タクシー利用助成券交付事業」は、多くの方々にご利用いただいておりますが、本年4月以降にご利用いただける令和5年度の助成券は、あらかじめ申請をさせていただき交付することとなりますので、裏面の交付申請書により、手続きをお願いします。

#### 交付対象となる方は

津別町の住民基本台帳に登録されている申請時に75歳以上の方となります。なお、津別町重産障害者無料タクシー券交付要綱に該当する方、福祉有償運送事業に利用登録されている方、本人及び同居の親族に租税等の滞納がある方は該当なりません。  
令和5年度中に75歳になられる方は、誕生日以降に申請ができます。

#### 3月6日から役場窓口で

令和5年度分の交付申請は、3月6日（月）から受付を開始しますので、裏面の交付申請書に必要事項をご記入いただき、役場建設課 道路河川係（2階22番窓口）へ提出してください。（代理の方が提出されてもかまいません）申請後、内容審査の上、助成券3月下旬にご自宅へ郵送いたします。

#### 今お持ちの助成券は3月末日まで

令和4年度分の助成券の有効期限は、3月末

タクシー利用助成券はご本人様のみ使用可能ですので、他人に譲渡するなどは不正利用となります。不正が判明した場合は、助成券の交付を取り消させていただきます。

#### 花バスもご利用ください

市街地区を運行しているコミュニティバス（市街地巡回線：花バス）も好評いただいております。お買い物や通院などのお出掛けに、是非ご利用ください。

毎週火曜日と金曜日に運行しています（祝日の場合は運休となります）  
運賃は一律200円  
（小学生以下は無料）  
時刻表はホームページをご覧ください。  
役場建設課へお問い合わせください。



発行：津別町役場 建設課 道路河川係  
TEL：0152-77-8391  
メールでのお問い合わせは、  
toukei@town.tsu.#seta.jp/hokkaido.jp